

独立行政法人国際協力機構「国際協力人材センターに関する業務」に係る民間競争入札実施要項（案）に対する意見書への回答について

意見募集期間：平成26年1月14日～平成26年1月24日（11日間）

意見提出者数、件数：2者、21件

	該当頁等	意見・要望の該当箇所	意見内容および理由	回答（案）	実施要項（案）の修正内容
1	p6	1-4. 本事業の背景・方針	P.6に、本事業は「業務・システムを総合的に鑑みたくえで最適化された信頼性・付加価値の高いサービスが提供されるBPO契約にて調達する」とありますが、次期システム構築及び運用作業も含めたBPO契約であるという理解でよろしいでしょうか。 *2に補足として記載はあるものの、業務運営のみの契約であるのご認識を生む可能性があるため、「信頼性・付加価値の高いシステム・サービスが提供されるBPO契約」と明記することが望ましいと考えます。	本事業はご指摘のとおり、次期システム構築及び運用作業も含めたBPO契約です。 ご提案を踏まえ、サービスを提供するためのシステムであるという認識のもと、「信頼性・付加価値の高いサービス・システムが提供されるBPO契約」である旨実施要項に追記いたします。	p6 1-4の「信頼性・付加価値の高いサービスが提供されるBPO契約」を「信頼性・付加価値の高いサービス・システムが提供されるBPO契約」に修正します。
2	p7	1-6. PARTNERシステム概要	P.7に記載の「機器を独自で調達し、設置設定する方法」を選択した場合、その設置場所とその費用については、受託事業者の負担に含まれるとの理解でよろしいでしょうか。もしそうであれば、その旨明記することを提案します。	「機器を独自で調達し、設置設定する方法」を選択した場合、その設置場所とその費用については、受託事業者の負担となります。なお、設置場所については機構と協議の上決定する事となります。 上記内容について、実施要項に追記いたします。	p.31 4-2-3「入札金額積算にあたって注意すべき事項」に「システムについて機器を独自で調達し、設置設定する方法を選択した場合は、その設置場所と費用も含めること。」と修正します。 P7.「機器を独自で調達し、設置設定する方法など…受託事業者の選択にゆだねることとする。」に「設置場所については機構と協議の上決定すること」という注釈を入れます。
3	p8	1-7. 本事業の内容及び別紙8 PARTNERシステム要件定義書	システム機能については、「別紙8 PARTNERシステム要件定義書」として記載されているものの、現行システムからの変更点（新機能や改修機能）については、本項注記、もしくは別紙8の別添等に別途切り出して整理して提示することが望ましいと考えます。	現行システムからの変更点につきまして、わかりやすいように別途切り出して提示するようにいたします。	別紙8「PARTNERシステム要件定義書」の別紙1の3ページ目に切り出して表にしました。
4	p9	1-7-1. 「PARTNER」国際協力人材登録、簡易登録（以下両者を合わせて「個人登録」という）に関連する業務及びシステム機能	「（7）当機構内関係部署からの国際協力人材登録者情報提供の依頼に対して対応する。」とありますが、見積もり規模の誤り、運用開始後の認識齟齬を防ぐため、現行の作業ボリュームについてご教示いただけますでしょうか。（毎月の依頼件数等）	当該業務に関し、現行契約における実績回数等の情報を提供いたします。	p9 1-7-1（7）に以下の文言を追記します。 「*実績値 平成24年度 依頼件数：12件、作業回数：23回、平成25年度 依頼件数：6件、作業回数：20回（平成26年1月末時点）」
5	p9	1-7-1. 「PARTNER」国際協力人材登録、簡易登録（以下両者を合わせて「個人登録」という）に関連する業務及びシステム機能	（9）に、「3）訓練中の機構ボランティアについて、当機構の作成したcsvファイルを取り込むことにより簡易人材として一括登録する機能を提供する。」と記載されていますが、当該csvファイルはそのまま取り込みが可能な状態で受領できるという認識でよろしいでしょうか。もし、受託事業者側で当該csvファイルに対して何らかの作業が発生するのであれば、作業工数を正確に見積るために、その旨を明記することが望ましいと考えます。	当該csvファイルはそのまま取り込みが可能な状態にはなっておりませんので、加工が必要になります。発生する作業について追記します。	p9 1-7-1（9）3）に以下の文言を追記します。「csvファイルについては、「PARTNER」に取り込むことができるようデータの加工*を行う。 *派遣者氏名のデータを「PARTNER」に取り込むことができるよう、姓と名を分離する、スペースを削除等機械的な編集作業が発生しており、四半期に一度、半人日から1人日程度の作業を行っている。」

	該当 頁等	意見・要望の該当箇所	意見内容および理由	回答（案）	実施要項（案）の修正内容
6	p10	1-7-4. 「PARTNER」の研修・セミナー情報掲載に関連する業務及びシステム機能	(3) に、「電子メールで通知する。」とありますが、これは「PARTNER エクスプレス」機能（サービス）とは別個の機能（サービス）という理解でよろしいでしょうか？ また、その通知対象となる研修は、貴機構国際協力人材部総合研修センターの研修のみという理解でよろしいでしょうか。今後、その他国内機関をはじめとする各団体の研修についても、同様のメール通知を行う可能性がある場合は、作業スコープを明確にするうえでも、その旨を明記することが望ましいと考えます。	「PARTNERエクスプレス」機能（サービス）と同じ機能となりますので、この部分は削除します。	p.10 1-7-4(3)を削除します。
7	p12 および p15	1-7-6. 人材向けサービスに関連する業務及びシステム機能（2）セミナーに関連する業務 1-7-7. 団体向けサービスに関連する業務及びシステム機能（2）セミナーに関連する業務	セミナーの実施については、開催を必須とせず、受託事業者の創意工夫（提案）に任せるとなっておりますが、人材センター事業の安定的な実施、現状のサービスレベルを維持する上で、貴機構が最低限必要と考える「セミナーの種類、開催回数、実施場所、来場者数等」については、明記することが望ましいのではないのでしょうか。例えば、現状実施しているセミナーの中で、他機関との兼ね合いやユーザへのサービス上最低限実施してほしいセミナーは明記することが望ましいと考えます。	1-7-6(2)に「1-4に示す方針のもと、1-9に示す質を維持することを前提とし」とあるように、設定された指標（国際協力人材登録者数1500名以上、新規登録国際協力団体数85団体以上など）を効率よく達成するための事業者の提案を期待していますので、実施要項への明記はしないことにしたいと思います。但し、ご指摘の「人材センター事業の安定的な実施」や「現状のサービスレベルの維持」は重要であると認識しており、この観点を考慮した提案内容を評価します。その旨、別紙3「評価項目一覧表」に明記いたします。	p別3-2 別紙3 3.3.2および3.3.3の評価観点に「人材センター事業の安定的な実施および現状のサービスレベルの維持を考慮した提案となっているか」を追記します。
8	p14	1-7-6. 人材向けサービスに関連する業務及びシステム機能（6）キャリア相談に関連する業務	土曜日、平日夜間の面談について、より正確な運用費用の見積もりを行うために、現行における実施日数及び一日あたりの面談件数を記載することが望ましいと考えます。 (例、平成25年度：土曜開催○日間、全○件)	当該業務の特に土曜日、平日夜間の面談については受託事業者の提案に任せる方針となっておりますが、参考までに現行契約における実績回数等の情報を提供いたします。	p.13 1-7-6(6)3)に以下の文言を追記します。 「*実績値 平成24年度 セミナー（土曜）開催：3回、相談103件、セミナー以外の土曜開催：2回、相談22件、夜間：4回、相談7件 平成25年度 セミナー（土曜）開催：3回、相談86件、セミナー以外の土曜開催：3回、相談44件、夜間：3回、相談29件」
9	p16	1-7-7. 団体向けサービスに関連する業務及びシステム機能 (6) システム化される機能	(6) の2) に、「登録団体が人材（単独・複数）にメールを送信するためのメールボックス機能を提供する」と記載がありますが、これは「別紙8PARTNERシステム要件定義書」の別紙1機能概要・要件一覧（オンライン機能）のP.別8-1のNo.26に記載されている「人材閲覧検索」のうち、登録団体が「選択した人材登録者（単独・複数）にメッセージを送る（複数に一括送信する場合のSPAMメール対策を運用で行う）」に該当するという認識でよろしいでしょうか。 その場合、この運用で実施する対策は、団体が個人に送付するメール全件の内容を受託事業者側にて監視・対応するという理解でよろしいでしょうか。	P.16 (6) の2) 「登録団体が人材（単独・複数）にメールを送信するためのメールボックス機能を提供する」は「別紙8PARTNERシステム要件定義書」の別紙1機能概要・要件一覧（オンライン機能）のP.別8-1のNo.26に該当します。対策について技術的に行うか運用で行うかも含め検討いただき、提案書に盛り込んでいただければと思います。	原文のとおり

	該当 頁等	意見・要望の該当箇所	意見内容および理由	回答（案）	実施要項（案）の修正内容
10	p21	1-7-20. PARTNERシステムの引継ぎに関連する業務	(2)における、平成30年度以降の本件業務の受託事業者への引継ぎにつきましては、データ移行のための作業（データ抽出、不要・重複データの識別、データ整備等）が発生するものと認識しておりますが、当該作業に係る費用につきましては、現時点では平成30年度以降のシステム仕様や移行データ要件が不明確であるため、本件の見積りには含めず、別途に貴機構と協議・調整の上、決定されるものという認識でよろしいでしょうか。 作業スコープを正確にとらえるためにも、仕様書に記載されることが望ましいと考えます。	データは機構の資産であるため、次期システムが不明確であっても、本契約終了後にはデータの抽出及び必要な加工は行っていただく必要があります。別紙3「評価項目一覧表」3.5.2にある通り、本契約内では「引継」を重要事項と考えております。提案者には出来る限り引継可能な提案を頂き、その費用を見積りに含んでいただく想定です。現時点で不明な事項が明確になった時点で、引継計画内に記載されて無い作業が必要になる場合は、別途機構と協議・調整となります。 上記の点が明確になるように、実施要項および別紙3 評価項目一覧表を修正します。	p21. 1-7-20(2)「基本設計書等を更新し、最新版を作成する」を「人材センター業務の運営が止まることのないよう行う。受託事業者の構築したPARTNERシステムを次期事業者が継続利用出来ない場合は次期事業者の構築するPARTNERシステムで業務が行えるようデータ移行準備を含めた引継を行う。」と修正します。 P.別3-3 別紙3 3.5.2「業務の引継ぎ方法について説得力のある具体的目次実現性の高い提案が示されているか。」を「業務およびシステムの引継方法について、説得力のある具体的目次確実に引継が出来ると判断できる提案が示されているか。」に修正します。
11		1-9. 事業の実施にあたり確保されるべき質	前回の調達同様、業績評価指標（KPI）の一覧を提示することが望ましいと考えます。	業績評価指標については、p 22-23の1-9(1)~(3)に示しているため、別途表にする必要はないと思料します。	原文のとおり
12	P.22	1-9. 事業の実施にあたり確保されるべき質	(2) 3) の「新規登録団体数」に、簡易登録団体は含まれないという認識でよろしいでしょうか。但し、業務結果として、どれだけの簡易団体が登録されたかについては貴機構に報告対象とするべきものと認識しております。	P.22 (2) 3) の「新規登録団体数」に、簡易登録団体は含まれません。「新規国際協力団体数」に修正いたします。 なお、簡易団体数については別紙4「国際協力人材センター事業報告内容一覧」に記載のとおり、定期的な報告対象となっています。	P.22 1-9 (2) 3) 「新規登録団体数：1年度あたり85団体以上」を「新規国際協力団体数：1年度あたり85団体以上」に修正します。
13	P23	1-9. 事業の実施にあたり確保されるべき質	(3) 2) 「キャリア相談等」となっていますが、キャリア相談については主に貴機構のキャリア相談員によってサービスが提供されるものと認識しておりますので、利用満足度アンケートに伴う報奨金・減額対象から外すことが望ましいと考えます。	ご指摘のとおり、キャリア相談に関する満足度については、利用満足度アンケートに伴う報奨金・減額対象から外します。	p23.1-9(3)2)「セミナーやキャリア相談等、個別サービスを利用した人材登録者から、」を「セミナー等個別サービスを利用した…」に修正します。 P25.1-9(7)3)⑤「セミナーやキャリア相談等、個別サービスに関する…」を「セミナー等個別サービスに関する…」に修正します。
14	P.23	1-9. 事業の実施にあたり確保されるべき質	(3) 5) 、6) について、「国際協力人材に求められる能力をバランスよく有した若手・中堅人材の登録を促進する取組」「若手・中堅の人材登録者に対し、国際協力人材に求められる能力の向上の一助となるような取組」を行うと記載がありますが、何を以て取組を行ったとみなすかの基準について記載することが望ましいと考えます。	取組を行う根拠として必要な情報を分析し、それに基づいて有効と思われる施策を実施したことをもって「取組みを行った」とみなします。成果については定量的な指標が設定できることが望ましいと考えますが、最終的には受託事業者の提案を受けて機構との協議を経て決定する予定です。	p23.1-9(3)5)6) に「*「取組」とは必要な情報を分析し、それに基づいて有効と思われる施策を実施することを指します」を追記します。

	該当 頁等	意見・要望の該当箇所	意見内容および理由	回答（案）	実施要項（案）の修正内容
15	P22- 23	1-9.(2)、(3)、(7)-4) 事業の実施にあたり確保されるべき質	委託費用は登録件数の目標値を設けることで、一種の「出来高払い」という考え方に受け取れます。 本業務は業者への全面委託と解釈しましたが（別紙1-2「2 従来の実施に要した人員」（注意事項））、目標達成するために貴機構との検討・相談余地は残っているのでしょうか？ 残っているとした場合、貴機構の支援項目を追記できませんでしょうか？	報奨金は目標を達成した場合にお支払するという契約内容で、本業務委託自体は「出来高払い」ではありません。 現在でも、PARTNERやセミナーを通しての有益な情報提供を行うために、受託事業者と機構は適宜協働しています。目標達成のための検討・相談の余地は十分にあるという理解です。 具体的には、機構の持つ国際協力関連組織・団体の情報の提供や、関係団体との調整等にて支援しています。セミナー開催においても別紙1.「従来の実施状況に関する情報の開示」5.(7)1)に示すような役割分担で行っていますのでご確認ください。	原文のとおり
16	p32	5-1. 評価方法	本事業につきましては、1-4に示す方針のもと、1-9に示す質を維持することを前提とし、そのための方策については受託事業者の創意工夫に任せられており、各人材/団体向けサービスについては、効果的かつコストを意識した活動を提案、実施することが求められていると認識しています。 そのため本事業は、提案業者の提案に大きく依存する性質の案件であると考えられますので、総合評価方式については、前回と同様技術評価と価格評価の配点をそれぞれ200点、100点とすべきであると考えます。 現在、貴機構HP上に掲載されている市場化テストパブリックコメント募集案件8件（本件含む）のうち、6件の配点比が「技術点：価格点」は「2：1」となっており、他省庁における案件につきましても、「2：1」の案件が多く見受けられます。  さらに、『新たなICT戦略に関する提言』（自民党）においても、『競争入札において「価格」から「価値」と「技術力」に重点シフトする事でプロジェクトの失敗を避けるため、予定価格を開示した技術点のみの評価、或いは最低限「技術点：価格点」を「3：1」程度にすべく調達ガイドラインを本年度内に即時改訂すべき』と提言されており、政府調達の潮流に鑑みても、「技術点：価格点」を「2：1」程度にすべきと考えます。	ご指摘のとおり、本件においては受託事業者のご提案や技術を重視しております。一方で、関連業者へのヒアリングの結果、特に「センター運営業務」の経費において業者間での大きな差異が判明したため、この点が競争入札の重要な要素になると考えています。これに基づき、技術評価と価格評価の配点に当たっては、価格を重視した評価配点としています。	原文のとおり
17	P.38	9.事業を実施するに当たり第三者に損害を加えた場合において、その損害の賠償に関し契約により受託事業者が負うべき責任に関する事項	損害賠償の上限額が明記されていませんが、経産省「情報システムの信頼性向上のための取引慣行・契約に関する研究会」による情報システム・モデル取引・契約書の解説でも損害賠償の上限設定について指摘があることから、以下例文のように、損害賠償の上限設定について協議・調整することは可能でしょうか。 (例文) 「受注者の損害賠償の総額は、損害賠償責任、履行責任その他のいかなる名目のものも含めて直接かつ通常の損害に限り、かつ、本契約に基づく業務の対価として受注者が発注者から受領すべき契約金額の総額を超えないものとする」	損害賠償の上限額については民法の原則に則して決定されるべきものと考えるところ、ご提案を踏まえた文言を追記します。	p 38.9 (3) として「受注者の損害賠償の総額は、損害賠償責任、履行責任その他のいかなる名目のものも含めて直接かつ通常の損害に限り、かつ、本契約に基づく業務の対価として受注者が発注者から受領すべき契約金額の総額を超えないものとする」を追記します。

	該当 頁等	意見・要望の該当箇所	意見内容および理由	回答（案）	実施要項（案）の修正内容
18	p.別 1-4	別紙1 従来の実施状況に関する情報の開示 4. 従来の実施における目的の達成の程度	受託事業者にて実施するメール相談について、より正確な運用費用の見積もりを提示するため、現行の業務ボリューム（件数）、対応スケジュールを記載することが望ましいと考えます。 「見込みとしては、一割程度」とありますが、実際に実施した件数（実績値）を記載することが良いと考えます。	当該業務に関し、現行契約における実績回数等の情報を提供いたします。	p別 1 -4 別紙4.(1)8)の注(*2)に以下の文言を追記します。 「*実績値 平成24年度 回答作成：12件、簡易対応（情報提供、お断り等）：9件、平成25年度 回答作成：21件、簡易対応（情報提供、お断り等）：13件。月～木曜日に案を作成し、金曜日に相談者に回答する例が多い。」
19	P.別 8-26	3.2.4 ①、③ システム中立性要件	現行「PARTNERシステム」も本要件を満たした構築がされているのでしょうか？ ・平成27年度からの新環境への移行を行う場合、現行「PARTNERシステム」アプリケーションを譲渡できると考えられるのであれば、現行アプリケーションの動作環境および開発環境を提示して頂いた方が中立性があると解釈できます。 ・「独自開発」を行わず、提案業者が既に所有している機能（サービス）を提案する場合は、本要件を満たさなくても良い、と解釈できる要件を追記できませんでしょうか？  【ご意見を出させて頂く前提】 現行「PARTNERシステム」を次期委託業者に譲渡できない場合、「別紙1-1 1 従来の実施に要した経費」表から単純推測する場合、一概には言えませんが、現行委託業者が継続する場合と競合他社との間では約11,000万円の価格差が生じることになると思われれます。	現行システムの開発環境及び動作環境については情報を追記いたします。 事業者がすでに所有している機能（サービス）を提案する場合、本要件を満たさなくても構いませんので、その旨を追記いたします。  なお、関連業者へのヒアリングの結果、新規構築費用の有無による価格差を踏まえても、現行委託業者と競合他社の見積金額総額は十分競争可能であると判明していますので申し添えます。	p別8-27 別紙8 3.3.1に現行システムの開発環境及び動作環境の情報を以下のとおり追記します。「<現行アプリケーションの動作環境> 下記、インターネットブラウザで動作致します。 ・Internet Explorer：6.0以上 ・FireFox 3.0以上 ・Safari 3.2以上 ・Chrome 5.0以上 また、当サイトは以下の環境で動作を確認しています。 ・Windows XP: Internet Explorer 7.0、8.0、9.0 ・Windows Vista：Internet Explorer 7.0 ・Windows 7：Internet Explorer 9.0 ・Adobe Reader: 9.3、10.1.1（あるいは、Acrobat 8.1.7） <開発環境> Salesforce上で稼働しており、開発環境やデータベースはSalesforce環境を使用」 p別8-26 別紙8 3.2.4③に「ただし効果的な既存のサービス利用の提案を妨げるものではない。既存のサービスに受託事業者等が従前より権利を有する著作物及びノウハウが組み込まれている場合は、そのサービス名や機能、公開可能な仕様を基本設計書に記載し、システムが特定の技術に偏ることが無いようにすること。」を追記します。
20	P.別 8-26	3.2.4 ② システム中立性要件	現行「PARTNERシステム」のデータは何の「データベースソフトウェア」（例 商品名 Oracle 11g）を使用されているのか提示して頂けると検討に値すると考えられます。同一データベースを採用検討するかは提案業者次第ですが、移行できるデータかどうかを判断する材料が必要と考えられます。	現行システムのデータベースソフトウェアについて情報を提示し、データ移行の検討を可能なようにいたします。	No19のとおり、現行システムの開発環境及び動作環境の情報に含めて追記します。
21	p.別 8-48	別紙8 PARTNERシステム要件定義書 10. 全体計画	P.別8-48の全体計画によりますと、引継ぎ・併用期間につきましては、2月下旬から3月末とかけて実施すると想定されておりますが、この期間は、受託事業者による新システムにおける業務オペレーションを確立させる準備期間との認識でよろしいでしょうか。 あくまで当該期間におけるユーザ（人材・団体）向けのサービス提供者は、現行事業者であるものの、安定的な運用サービスを4月以降に開始するために、新システムを早期（2月）に構築し、並行（試行）運用させる期間という位置づけであると理解しております。	新システムの運用・本格稼働は平成27年4月ですが、当然ながらその前にテスト運用およびユーザ教育を済ませておく必要があります。それを見越して、新システムは遅くとも2月には構築を終えておく必要があると考えます。 P.別8-48は全体計画案とし、詳細なスケジュールは受託事業者の提案に任せる方針とします。	原文のとおり